

持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について

30 生産 第 2038 号

平成 31 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

この度、平成 31 年度当初予算による持続的生産強化対策事業の実施に向けて、別紙のとおり持続的生産強化対策事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

以上、命により通知する。

# 持続的生産強化対策事業実施要綱

## 第1 趣旨・目的

農業者等の高齢化が進行し、産地の生産基盤が脆弱化する中で、産地の持続的な生産力強化や販売力強化等を図ることが必要な状況となっている。

このため、本事業では、持続的な生産力強化や販売力強化等に向けて、産地において真に解決しなければならない課題及びその解決策との間で関連性の深い取組の特定並びに課題の解決に必要な取組を支援する。具体的には、農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、野菜・施設園芸、果樹、花き、茶・薬用作物等の地域特産作物、畜産など各品目に関する支援メニューを設けつつ、現場ニーズに応じた重点課題の解決に向けた取組を支援するとともに、都道府県のイニシアチブの下で行う各産地の課題解決に向け、新たな営農体系の構築・実践の道筋を明確化した計画の策定を始め、新たな園芸産地の形成、GAP指導員による指導活動や認証取得拡大の推進等を支援する。

## 第2 事業内容

本事業は別表1及び別表2に掲げる事業（以下、別表1に掲げる事業を「農業者等向け事業」、別表2に掲げる事業を「都道府県向け事業」という。）により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。

ただし、災害など緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあつては、別表に定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。この場合において、生産局長等は本要綱の規定による制約を受けない通知を別途定めることができるものとする。

- 1 各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要綱本体に定めるもののほか、別紙1から17までのとおりとする。

なお、別紙11のIの環境負荷軽減型酪農経営支援事業については、第3から第10の規定には適用しないものとする。

- 2 事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、費目ごとの詳細は別表3のとおりとする。

## 第3 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、原則として、本事業の成果目標について、事業の開始前に第6に定める事業実施計画等に定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関して必要な事項は別紙のとおりとする。

## 第4 募集方法等

- 1 公募事業

## (1) 公募対象事業

公募により選定する事業は、農業者等向け事業のうち以下のとおりとする。

ア 全国段階で実施する以下の事業（以下「全国公募事業」という。）

- (ア) 新しい園芸産地づくり支援事業（別表1の1（1）に限る。）
- (イ) 果樹農業好循環形成総合対策事業（別表1の2（2）に限る。）
- (ウ) 次世代国産花き産業確立推進事業
- (エ) 次世代施設園芸拡大支援事業（別表1の4に限る。）
- (オ) 養蜂等振興強化推進事業（別表1の5（2）に限る。）
- (カ) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（別表1の6（1）に限る。）
- (キ) 生産体制・技術確立支援事業（別表1の7（2）に限る。）
- (ク) 農作業安全総合対策推進事業（別表1の8（1）に限る。）
- (ケ) 有機農産物安定供給体制構築事業
- (コ) GAP拡大推進加速化事業（別表1の10に限る。）
- (サ) 畜産経営体生産性向上対策事業
- (シ) 地鶏等生産振興推進事業
- (ス) 戦略作物生産拡大支援事業（別表1の16（3）に限る。）

イ 地域段階で実施する以下の事業（以下「地域公募事業」という。）

- (ア) 次世代国産花き産業確立推進事業
- (イ) 養蜂等振興強化推進事業（別表1の5（1）に限る。）
- (ウ) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（別表1の6（2）及び（3）に限る。）
- (エ) 生産体制・技術確立支援事業（別表1の7（1）及び（3）に限る。）
- (オ) 学校給食用牛乳供給推進事業
- (カ) 戦略作物生産拡大支援事業（別表1の16（1）に限る。）

## (2) 募集方法

ア 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、事業ごとに生産局長等が公募するものとし、その詳細は生産局長等が公募要領で定めるものとする。

イ 追加公募を実施する場合は、生産局長等が定める追加公募要領に基づき、一括して行うものとする。

## (3) 審査

事業実施主体の選定に当たっては、全国公募事業については農林水産省生産局又は政策統括官（以下「生産局等」という。）において、地域公募事業については地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、生産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

審査基準については、別表4のとおりとする。

## (4) 配分方法

ア 応募者から提出された申請書類の採点は別表4の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、以下の（ア）及び（イ）の者を優先的に採択するものとする。

（ア）第5の1の産地営農体系革新計画（以下「革新計画」という。）を策定した者であって、当該革新計画及び活用しようとする関連事業との整合性が認められる者

（イ）（ア）により採択した結果、予算額に残余が生じた場合、事業費が少ない者

イ 生産局長等又は地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあつても、ポイントの変更は行わないものとする。

#### （5）審査結果の通知等

ア 生産局長等は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、全国公募事業の応募者及び地域公募事業の申請を受けた地方農政局長に対して速やかに通知するものとする。

イ 地方農政局長は、地域公募事業の応募者に対して審査結果を通知するものとする。

ウ 全国公募事業については生産局長等、地域公募事業については地方農政局長は、通知により補助金交付候補者に選定された応募者を第6の事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

#### 2 公募対象外事業

農業者等向け事業のうち交付先が特定されているもの及び都道府県向け事業に係る募集方法については、別紙で定めるところによる。

### 第5 関連計画

事業実施主体は、第1に掲げる本事業の趣旨・目的を踏まえ、関連計画（次の1及び2に定める革新計画及びGFPグローバル産地計画（以下「グローバル産地計画」という。）をいう。以下同じ。）を策定した場合にあつては、別表4に定める優遇措置を受けることができる。

#### 1 革新計画

（1）革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、次世代につなぐ営農体系確立支援事業（別紙17）に基づき策定した計画をいう。

（2）本事業のうち、革新計画と関連する事業は以下のものとする。なお、ア、イ及びエの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。

ア 新しい園芸産地づくり支援事業（別表1の1（2）ア及び別表2の1に限る。）

イ 果樹農業好循環形成総合対策事業（別表1の2（2）アに限る。）

ウ 次世代国産花き産業確立推進事業

エ 次世代施設園芸拡大支援事業（別表2の2に限る。）

オ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（別表1の6（2）及び（3）

に限る。)

カ 生産体制・技術確立支援事業（別表1の7（1）及び（3）に限る。）

キ 有機農産物安定供給体制構築事業（別表1の9（1）に限る。）

ク 戦略作物生産拡大支援事業（別表1の16（1）に限る。）

## 2 グローバル産地計画

（1）グローバル産地計画とは、海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地を形成するため、十分な供給体制の整備、HACCPや相手国の検疫条件への対応等の規制への対応、商流の拡大・確保等が重要であることに鑑み、GFPグローバル産地計画の承認規程（平成31年2月1日付け30食料第4260号農林水産省食料産業局長通知）に基づき策定し、食料産業局長が承認した計画をいう。

（2）本事業のうち、グローバル産地計画と関連する事業は以下のものとする。なお、ア及びイの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。

ア 新しい園芸産地づくり支援事業（別表1の1（2）ア及び別表2の1に限る。）

イ 果樹農業好循環形成総合対策事業（別表1の2（3）イに限る。）

ウ 次世代国産花き産業確立推進事業

エ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（別表1の6（1）及び（3）イ（ア）を除く。）

オ 生産体制・技術確立支援事業（別表1の7（1）に限る。）

## 第6 事業の実施手続

### 1 事業実施計画の作成等

#### （1）農業者等向け事業

ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、生産局長等又は地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ アの事業実施計画については、原則として年度ごとに作成するものとする。

ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

（ア）事業実施主体の変更

（イ）別表1の事業内容の欄の取組の新設又は廃止

（ウ）事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増

（エ）事業費又は国庫補助金等の3割を超える減

（オ）その他別紙で掲げる重要な変更

#### （2）都道府県向け事業

ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ アの事業実施計画については、年度ごとに作成するものとする。

ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

（ア）別表2の事業内容の欄の取組の新設又は廃止

（イ）事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増

（ウ）事業費又は国庫補助金等の3割を超える減



(エ) その他別紙で掲げる重要な変更

## 2 事業の交付決定及び事業着手

(1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとし、その申請は、持続的生産強化対策事業交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、又は第4の1（5）ウにより事業実施計画の承認を得たものとみなすことができ、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、1の承認権者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により、1の承認権者に提出するとともに、交付要綱第5の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

(3) 1の承認権者は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別紙に定めるとおり実施状況報告書を作成し、以下の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限までに同表の右欄に掲げる者に提出するものとする。

事業	提出期限	提出先
農業者等向け事業 (学校給食用牛乳供給推進事業を除く。)	事業完了年度の翌年度の7月末	生産局長等又は地方農政局長
学校給食用牛乳供給推進事業	事業実施年度の翌年度の6月末	地方農政局長
都道府県向け事業	別紙に定める期限	別紙に定める提出先

2 生産局長等又は地方農政局長は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 1の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

## 第8 事業の評価

### 1 農業者等向け事業

- (1) 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、別紙に定めた点検評価様式により作成し、自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長等又は地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、生産局等又は地方農政局においてその内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第2号に記入するものとする。
- (3) 生産局等は、生産局等及び地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、農林水産省食料産業局長及び生産局長が設置する外部有識者で構成される評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、生産局長等又は地方農政局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、生産局長等又は地方農政局長は、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 生産局長等及び地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地域公募事業にあつては、地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第3号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、地域公募事業にあつては、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度7月末日までに報告することとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計することとする。

- (7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局等に報告するものとする。

### 2 都道府県向け事業

都道府県向け事業の評価については、別紙に定めるとおりとする。

### 3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるもの

とする。

## 第9 取組ごとの留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

### 1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

### 2 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業共済、収入保険等への積極的な加入を促すものとする。

### 3 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### 4 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する者にとっては、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

### 5 推進指導

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第10 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地域公募事業について、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

### 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地域公募事業の事業実施計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に対して情報提供をするものとする。

### 2 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された地域公募事業の実施状況報告及び第7の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内



容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

- 3 地方農政局長は、第8の1(1)に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価、第8の1(2)に基づく点検評価及び第8の1(3)に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け生産第10888号農林水産事務次官依命通知)、新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知)、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知)、次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知)、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2794号農林水産事務次官依命通知)、農業生産工程管理推進事業補助金実施要綱(平成30年3月30日付け29生畜第1364号農林水産事務次官依命通知)、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱(平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知)、飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知)、酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱(平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知)及び学校給食用牛乳供給推進事業実施要綱(平成26年3月24日付け25生畜第2104号農林水産事務次官依命通知。以下「廃止対象要綱」と総称する。)は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づき平成30年度の事業実施計画の承認を受けた地域コンソーシアム支援事業及び生産体制・技術確立支援事業のうち新品種・新技術の確立支援事業の継続地区については、平成31年度に限り実施できるものとし、事業の成果目標及び事業実施手続に係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 2による廃止前の果樹農業好循環形成総合対策事業実施要綱に基づき平成31年度以降も継続することとなった事業実施計画の実施手続に係る規定の適用については、なお、従前の例による。
- 5 平成30年度以前に実施された2の事業に係る成果目標、実施状況報告及び評価に係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成30年度に実施された畜産競争力強化対策民間団体事業実施要綱に基づく事業のうち、牛の個体識別情報の活用の効率化・高度化対策事業及び乳製品国際規格策定活動支援事業に係る事業実施状況の報告、事業評価等については、なお従前の例による。
- 7 2による廃止前の廃止対象要綱(他の要綱で準用される場合を含む。)に基づき、平成31年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。